

# 平成28年7月実施 松山市任期付職員 (育児休業職員の代替職員) 採用試験実施要領

平成28年6月27日

松山市任期付職員(育児休業職員の代替職員)採用試験を次のとおり実施します。

- ★任期付職員(育児休業代替)とは、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得する職員の代替の正規職員として業務に従事していただく職員のことです。  
任期が定められていること、育児休業を取得できないこと以外は、原則として任期の定めのない職員と同様です。(勤務時間、休暇、服務、災害補償等)
- ★この試験の合格者は「任期付職員(育児休業代替)採用候補者名簿」に登載され、育児休業を取得する職員があった場合に、随時採用されます。  
なお、この名簿の登載期間は登載日から1年間です。  
ただし、登載されても、育児休業を取得する職員の状況により、採用されない場合もありますので、ご了承ください。

## 1 試験職種及び採用予定人数等

試験区分		採用予定人数	勤務場所
一般事務職	K	10名程度	市長の事務局又は行政委員会等に配属され、一般行政事務に従事する。

(注) 採用予定人数については変更になる場合があります。

## 2 受験資格

- 一般事務の職務経験を、平成28年7月1日現在でおおむね1年以上有する者(正規職員・臨時的任用職員等の経験)  
※合格した場合は、職務経験を証明する勤務先の証明書が必要となります。
- パソコンの基本操作(文書作成、表計算)が可能な者
- 日本国籍を有する者
- 次の①から⑤に該当しない者(地方公務員法第16条の欠格条項)
  - 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験日時及び場所等

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者について行います。

区分	日 時	場 所	合格発表
第1次試験	平成28年7月30日(土) 午前8時30分から 午後におよぶ (開場は午前8時予定)	松山センタービル1号館 4階第1会議室 (愛媛県松山市三番町四丁目 9-5)【最終頁の地図参照】	平成28年8月中旬(予定)に松山市役所掲示板に掲示するほか受験者全員に合否を通知する。
第2次試験	平成28年9月3日(土) (予定)	松山市役所会議室ほか ※詳細は第1次試験合格者に通知する。	平成28年9月中旬(予定)に松山市役所掲示板に掲示するほか受験者全員に合否を通知する。

### 4 試験の方法

区分	科 目	内 容		時 間
第1次試験	教養試験	択一式	言語・社会科学系、数論理・自然科学系、時事・常識系の一般知識・教養について	30分
	口述試験	主として人物についての個別面接		約15分
	・得点配分は、教養試験：口述試験＝1：1とする。			
第2次試験	口述試験	主として人物についての個別面接		約15分
	・その他詳細は、第1次試験合格者に通知する。 ・得点配分は、1次試験：2次試験＝1：4とする。			

### 5 受付期間等

受付期間は、平成28年7月1日(金)から平成28年7月15日(金)までです。

(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

郵送の場合は、平成28年7月15日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

### 6 受験手続(人事課の所在地等は最終頁を参照)

(1) 申込書及び受験票を次の方法により入手してください。

申込書及び受験票は、人事課、市役所本館1階案内所、市民サービスセンター(松山三越、フジグラン松山、いよてつ高島屋)、各支所でお渡しします。

郵便により請求する場合は、封筒に「任期付試験(育児休業職員の代替職員)申込書請求」と朱書きし、あなたのあて先を明記した返信用封筒(角形2号サイズ・A4判)に120円分の切手をはり、同封して人事課へ送ってください。

市ホームページから印刷することもできます。印刷の際はA4両面印刷をしてください。

(2) 申込書及び受験票を人事課へ提出してください。

申込書及び受験票(申込書、受験票に同じ写真をはる。写真は、申込前3ヵ月以内に撮影したものであり、上半身、脱帽、正面向き、縦5cm×横4.5cm程度のものであること。写真の裏に申込者の氏名を明記してからはること。)に必要事項を記入して人事課へ提出してください。

郵送による提出の場合は、封筒の表に「任期付職員(育児休業職員の代替職員)申込み」と朱書きし、上記申込書等と、あなたのあて先を明記した返信用封筒(長形3号サイズの封筒に

82円分の切手をはることを同封して、簡易書留で人事課へ送ってください。また郵送の場合、封筒には差出人の住所・氏名を必ず記入してください。（簡易書留の控えは受験票が届かないときの確認手段となりますので、受験票が届くまで保管してください。）受験資格を確認し、受験資格を満たしている場合は、同封の返信用封筒にて受験票を送付します。なお、平成28年7月26日（火）までに受験票が届かない場合は、人事課へ問い合わせてください。

※ ホームページ上から直接申し込みはできません。

## 7 採用予定日及び給与等

### (1) 採用予定日

この試験の最終合格者は、任期付職員採用候補者名簿（登載された日から1年間有効）に登載され、職員の育児休業の取得状況に応じて随時採用します。受験資格が無い場合や、受験申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

任期は3年以内で、職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。なお、職員の育児休業期間の延長があった場合等には、任期の始期から3年以内で任期が更新される場合があります。また、育児休業を取得する職員が、育児休業取得前に産前・産後休暇を取得する場合、その期間を臨時的任用職員として採用することがあります。

### (2) 給与（平成28年6月現在）

松山市職員給与条例（昭和27年条例第31号）等の規定により、職歴等を一定基準で換算して決定します。例として、高卒かつ一般事務経験が1年ある場合、おおむね給与月額は約150,000円、大卒かつ一般事務経験が1年ある場合、おおむね給与月額は約179,000円です。

また、上記のほか期末・勤勉手当及び該当者には扶養・住居・通勤・時間外勤務手当等を支給します。

### (3) 勤務時間等

勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分、1週間につき38時間45分勤務。ただし、配属先によっては変則勤務（土・日・祝日勤務等）があります。

## 8 試験結果について

(1) 第1次試験及び第2次試験の合否については受験者全員に通知します。また、合格者の受験番号については、松山市役所前掲示板に掲示するほか市ホームページでも公開します。この通知は、郵便事故などにより延着や不着の場合もありますので、合否は掲示板や市ホームページでも確認してください。なお、電話での合否の問合せにはお答えできません。

(2) 次の5項目については、第1次試験は受験者全員に、第2次試験は不合格者のみに通知します。（総合得点、科目別得点、受験者数、順位、合格最低点）

## 9 福利厚生等

健康保険制度（共済）、厚生年金保険、通勤及び公務上における災害補償

## 10 その他

(1) 指定された日時に試験会場に集合してください。なお、松山センタービル1号館に駐輪及び駐車はできません。駐輪は松山市役所駐輪場を利用してください。

(2) 第1次試験及び第2次試験それぞれにおいて、指定された日時及び場所で、全ての科目を受験した方を受験者とし、公共交通機関の遅延等理由を問わず、1科目でも受験しなかった方は欠席者とし、

(3) この試験において提出された書類等は、一切返却できません。

(4) 受験申込書等に含まれる受験者の個人情報については、採用試験以外の目的には一切使用

しません。ただし、最終合格者の個人情報人事情報として使用します。

- (5) 試験当日には、受験票、HBの鉛筆数本、消しゴム及び時計（携帯電話及び電子機器を時計の代用品として使用することはできません）を持参してください。
- (6) 昼食等は各自で用意してください。
- (7) 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、松山市とは一切関係がありませんのでご注意ください。
- (8) 台風等の非常災害のため、やむを得ず試験日程を変更等する場合は、市ホームページにてお知らせします。
- (9) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに下記まで問合せください。



申込先 及び 問合せ先等  
〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2  
松山市総務部人事課

TEL 089-948-6940 FAX 089-934-9205

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp>